

改正

平成28年11月25日告示第178号

平成29年5月1日告示第121号

糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、クラウドファンディングを活用して資金調達をしようとする創業者及び中小企業者を支援することで、地域経済の活性化を図るため、当該資金の調達に係る経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては糸魚川市補助金等交付規則（平成17年糸魚川市規則第50号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットを介して個人から少額の資金を調達する仕組みをいう。
- (2) 創業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第3項各号並びに同条第4条第1号及び第2号に規定する者をいう。
- (3) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる者をいう。
- (4) 被災事業者等 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 平成28年12月22日に発生した糸魚川市駅北大火（以下「駅北大火」という。）発生時に現に事業を営み、市長が発行する罹災証明書又は糸魚川市消防長の発行する被災証明書の交付を受けた個人又は法人
 - イ アに掲げる個人又は団体を含み、地域の環境改善を図るために協同して経済事業を行うことを目的として組織された団体
- (5) 事業投資型 クラウドファンディングのうち、出資者が、商法（明治32年法律第48号）第535条に定める匿名組合契約に基づき、出資又は拠出した金銭を充てて行われる事業（以下「出資対象事業」という。）から生ずる収益の配当等を受ける権利を有するものをいう。
- (6) 購入型 クラウドファンディングのうち、民法（明治23年法律第28号）第555条に定める売買契約に基づき、出資対象事業の成立により物や、サービス等を受け取るものをいう。ただし、同条第7号に定める運営事業者及び同条第8号に定める取扱金融機関が連携して実施するもの

に限る。

(7) 運営事業者 金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第2条第2項第5号により有価証券とみなされて同法が適用される権利について、同法第28条第2項に掲げる行為を業として行うことができる者として、同法第29条の登録を受けた者をいう。

(8) 取扱金融機関 市長が、この事業を実施するため次の表に定めた金融機関をいう。

取扱金融機関	株式会社第四銀行 株式会社北越銀行 株式会社大光銀行 株式会社富山第一銀行 上越信用金庫 新井信用金庫 糸魚川信用組合
--------	---

(補助対象事業等)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業という」。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 創業者、中小企業者又は被災事業者等が行う事業投資型クラウドファンディングによる事業
- (2) 被災事業者等が行う購入型クラウドファンディングによる事業

2 補助の対象となる経費及び補助金額は、次の表に定めるとおりとする。

類型	補助対象経費	補助金額
事業投資型	実際に募集を開始する際に必要なファンド組成に要する経費	補助対象経費の2分の1に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。ただし、被災事業者等にあつては、補助対象経費の全額とし、80万円を限度とする。
購入型	目標とする資金の調達を達成した場合に運営事業者を支払う手数料のうち、募集開始時の資金調達目標額に対する経費	補助対象経費の4分の3に相当する額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とし、50万円を限度とする。

(補助対象者)

第4条 この補助金の対象者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に住所、事業所を有する創業者、中小企業者又は被災事業者等
- (2) 納付期限の到来した市税を完納している者

(交付の申請)

第5条 事業投資型クラウドファンディングを行い、補助金の交付を受けようとする者は、投資の募集を開始する前に、糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に、次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（様式第2号）
- (2) 取扱金融機関の確認書（様式第3号）
- (3) 必要経費等の料金等見積書
- (4) 運営事業者からの事業計画承認が証明できる書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 市長は、前条に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、補助金の交付又は不交付を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

2 市長は、交付の決定において、補助事業の目的を達成するために必要があるときは、これに必要な条件を付することができる。

(事業の変更)

第7条 前条による交付決定の後に、事業の内容、調達資金額等に変更が生じた場合は、補助対象者は、糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金変更交付申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請書を受理したときは、速やかに審査を行い、変更の承認又は不承認の決定を行うものとする。

(交付の指定)

第8条 購入型クラウドファンディングを行い補助金の交付を受けようとする者は、資金募集開始から終了までの間に糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金購入型事業指定申請書（様式第6号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請書を受け取ったときは、提出書類の内容を確認し、指定を決定

したときは、糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金対象事業指定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

（実績報告）

第9条 事業投資型クラウドファンディング補助事業者は、投資の募集開始後、投資募集開始日から起算して2月を経過した日又は交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金実績報告書（様式第5号）を市長に提出しなければならない。

2 購入型クラウドファンディング補助事業者は、目標とする資金の調達を達成した場合、募集終了日から起算して2月を経過した日又は交付の決定のあった年度の翌年度の4月30日のいずれか早い日までに、糸魚川市クラウドファンディング活用支援事業補助金交付申請兼実績報告書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の経理に係る書類の保存）

第10条 補助事業者は、補助対象経費について、その収支の事実を明らかにした証拠書類を整理し、それらの書類を補助金の交付を受けた日の属する会計年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

（事業完了後の事業実施状況報告）

第11条 市長は、補助金事業の効果を確認するため、必要な範囲内において、補助事業者に対し、補助金事業の実施により取り組んでいる事業の実施状況について報告を求めることができる。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（この告示の失効）

2 この告示は、平成32年3月31日限り、その効力を失う。

前 文（抄）（平成28年11月25日告示第178号）

告示の日から施行する。

附 則（平成29年5月1日告示第121号）

この告示は、告示の日から施行し、平成28年12月22日から適用する。